

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る 窓口負担金の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症にかかる検査及び治療に関する公費負担は、原則として令和5年5月7日で終了し、5月8日以降は保険診療として一部負担金を徴収することとなります。

治療薬等一部で公費負担が継続しますが、令和5年9月30日までとされ、その後の取り扱いは今後検討するものとされています。

	5月8日以降（9月末まで）																																						
PCR検査 ・抗原検査	➤ 窓口での負担金が発生します。																																						
コロナ治療	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ治療薬（ラゲブリオ、ベクルリー等） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公費適用が継続され、窓口での負担金は発生しません。 ・ 外来 <ul style="list-style-type: none"> ➤ コロナ治療薬以外は、検査料等も含めて窓口での負担金が発生します。 ・ 入院 <ul style="list-style-type: none"> ➤ コロナ治療薬以外は、検査料等も含めて窓口での負担金が発生します。 （※高額療養費自己負担額を最大で2万円減額します） <p>（以下、一部抜粋）</p> <p>70歳未満の高額療養費自己負担限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得</th> <th>高額療養費 自己負担限度額</th> <th>減額措置後の 自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウ</td> <td>年収約370～約770万円等</td> <td>80,100+ (医療費-267,000) × 1%</td> <td>70,100</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>～年収約370万円等</td> <td>57,600</td> <td>37,600</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>住民税非課税</td> <td>35,400</td> <td>15,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>70歳以上の高額療養費自己負担限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所得</th> <th>高額療養費 自己負担限度額</th> <th>減額措置後の 自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>年収約370～約770万円等</td> <td>80,100+ (医療費-267,000) × 1%</td> <td>70,100</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>～年収約370万円等</td> <td>57,600</td> <td>37,600</td> </tr> <tr> <td>低Ⅱ</td> <td>住民税非課税</td> <td>24,600</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>低Ⅰ</td> <td>住民税非課税（所得一定以下）</td> <td>15,000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			区分	所得	高額療養費 自己負担限度額	減額措置後の 自己負担限度額	ウ	年収約370～約770万円等	80,100+ (医療費-267,000) × 1%	70,100	エ	～年収約370万円等	57,600	37,600	オ	住民税非課税	35,400	15,400	区分	所得	高額療養費 自己負担限度額	減額措置後の 自己負担限度額	Ⅰ	年収約370～約770万円等	80,100+ (医療費-267,000) × 1%	70,100	一般	～年収約370万円等	57,600	37,600	低Ⅱ	住民税非課税	24,600	4,600	低Ⅰ	住民税非課税（所得一定以下）	15,000	0
	区分	所得	高額療養費 自己負担限度額	減額措置後の 自己負担限度額																																			
	ウ	年収約370～約770万円等	80,100+ (医療費-267,000) × 1%	70,100																																			
	エ	～年収約370万円等	57,600	37,600																																			
	オ	住民税非課税	35,400	15,400																																			
	区分	所得	高額療養費 自己負担限度額	減額措置後の 自己負担限度額																																			
	Ⅰ	年収約370～約770万円等	80,100+ (医療費-267,000) × 1%	70,100																																			
	一般	～年収約370万円等	57,600	37,600																																			
	低Ⅱ	住民税非課税	24,600	4,600																																			
	低Ⅰ	住民税非課税（所得一定以下）	15,000	0																																			
○ 区分について、当院にて確認させていただく必要があることをご承知おきください。																																							